御堂流摂関家における源師房の位置づけ

木本久子

はじめに

院政期における源氏の台頭は、その廟堂を占める人数が徐々に増加しているということから窺えるものであり、すでに先学において述べられてきているところである。それまで廟堂を占めていた藤原氏を追い越す程の源氏の増加に対して、危機感を示している人物がいる。それは『中右記』の著者藤原宗忠である。寛治七年（一〇九三）十二月二十七日条に、

左右大臣、左右大将、源氏同時相並例、未有此事、今年春春日御社頻怪異、興福寺大衆乱逆、若是此徴歟、加之大納言五之中三人源氏、六衛府督五人已源氏、七弁之中四人也、他門誠希有之例也、為藤氏甚有懼之故也

とあるのは、源氏台頭を論じる際に必ず引用されるものである。『後二条師通記』には実際に、同年に春日社の本堂に鹿が入ったという怪異記事や、興福寺僧が暴徒化しているという記事が散見しているが、宗忠は氏社・氏寺での怪異や暴動を、廟堂に源氏が増加しているという藤原氏の危機的状況の兆しと捉えているようである。実際にこの時期の廟堂の構成をみてみると表①の通りであり、さらに康和四年（一一〇二）にはついに廟堂における源氏の数が半分に達した。(1)

表① 寛治七年における公卿

名前	年齢	官	職	位階	父 実父	父 養父	氏族・門流
藤原師実	五十二	関白		従一位	藤原頼通		御堂流摂関家
源俊房	五十九	左大臣	左大将	正二位	源師房	藤原頼通	村上源氏（二世）
源顕房	五十七	右大臣		〃	源師房		村上源氏（二世）
藤原師通	三十二	内大臣		〃	藤原師実		御堂流摂関家
源経信	七十八	大納言	皇后宮大夫	〃	源通方		宇多源氏（三世）
藤原宗俊	四十八	権大納言		〃	藤原俊家		（御堂流摂関家）
源師忠	四十	〃	中宮大夫	〃	源師房		村上源氏（二世）
源雅実	三十五	〃	右大将 中宮大夫 （正月止）	〃	源顕房		村上源氏（三世）
藤原家忠	三十二	〃		〃	藤原師実		御堂流摂関家
藤原伊房	六十三	権中納言		〃	藤原行経		九条流
源俊明	五十	〃	大皇太后大夫	〃	源隆国		醍醐源氏（四世）
源家賢	四十六	〃	左衛門督	〃	源資綱		醍醐源氏（五世）
藤原公実	四十一	〃	右衛門督 左兵衛督	〃	藤原実季		九条流
源俊実	四十八	〃	検非違使別当	正三位	源隆俊		醍醐源氏（五世）
藤原基忠	三十八	〃		〃	藤原忠家		（御堂流摂関家）
藤原忠実	十六	〃	左中将	〃	藤原師通	（藤原師実）	御堂流摂関家
藤原経実	二十六	参議	右中将 中宮権大夫 （正月止）	従二位	藤原師実		御堂流摂関家
藤原長房	六十四	〃	太宰大貳	正三位	藤原経輔		九条流中関白家
藤原通俊	四十七	〃	右大弁 左大弁	〃	藤原経平		小野宮流
大江匡房	五十三	〃	勘解由使長官	〃	大江成衡		大江氏
藤原保実	三十三	〃	右中将	〃	藤原実季		九条流
藤原公定	四十五	〃	皇太后宮権大夫	従三位	藤原経家		小野宮流
源雅俊	三十二	〃	右兵衛督	〃	源顕房		村上源氏（三世）
藤原能実	七十二	前太政大臣	左中将	正四位下	藤原実季		九条流
藤原信長	五十一	前権中納言		従一位	藤原教通		（御堂流摂関家）
藤原基長	六十五	前参議		正二位	藤原能長		（御堂流摂関家）
藤原公房	二十四	非参議	左京大夫	正三位	藤原資房	藤原経任	小野宮流
藤原能実			中宮権大夫	従三位	藤原師実		御堂流摂関家

＊『公卿補任』により作成。藤原氏以外の公卿の欄に網掛けをして示した。また、氏族・門流欄の（御堂流摂関家）は、頼通の子孫以外を示す。

ちなみに源俊房は永保三年（一〇八三）に左大臣に任命されたが、藤原氏以外の就任は長徳元年（九九八）、一条朝の左大臣源重信薨去以来のことであり、ましてや左右大臣に同時に藤原氏以外の者が就任するというのは摂関期において、極めて稀なことであった。

なお源氏の台頭というのが特に村上源氏を指すのは、寛治七年において左右大臣が村上源氏の祖である源師房の息子、俊房・顕房であったこと、さらに源氏が公卿の半数に達した康和四年においては、その中でも村上源氏の数が他よりも勝っていることによる。

しかし一方で、院政期におけるこのような源氏台頭の起因は、すでに周知されているように次の『台記』（書陵部所蔵鷹司本）仁平三年（一一五三）十二月二日条の記述に端的に言い表されている。

雖源氏、土御門右丞相子孫入御堂末葉、彼右府為宇治殿御子故也

つまり「土御門右丞相」こと源師房が「宇治殿（藤原頼通）」の養子となり、御堂流の末葉に組み込まれていったということであって、『台記』の著者頼長は、村上源氏は異姓であっても師房以来自分たちと同じ御堂流なのだという見解を示している。

坂本賞三氏[2]はこの『台記』の記述を受けて、師房は単に養子とされただけでなく、頼通の実子誕生以前には摂関家の後継者と目されていたことから御堂流摂関家に組み込まれていくこととなったとしている。また木本好信氏[3]・細谷勘助氏[4]によれば、師房が頼通から学んだ摂関家の儀式作法（九条流）を頼通の子息師実に伝えていたことが『水左記』などに散見することから、師房は九条流の中継ぎ的役割を果たすことで、その存在が摂関家にとっても重要なものとなり、その後の村上源氏の台頭の要因となったとしている。一方で古谷紋子氏[5]は、『小右記』などに見られる師房の儀式作法や、師房の日記『土右記』には頼通の教えが反映されておらず、むしろ実資の協力を得て儀式を執行していた。つまり

師房は摂関家とは異なる立場としての自己を充分に認識し、一公卿として「土御門流説」の原型を築いたと述べるにとどまり、頼通の養子となったことが摂関家に組み込まれる起因となった点については特に言及していない。

このように源氏台頭の起因となった、師房の御堂流摂関家における位置づけに対して様々な視点からの考察が行われている。ただしこれらの先行研究は一貫して師房を主体としたものが主であり、師房を養子とし、片腕となした頼通本人が師房を御堂流摂関家にどのように位置づけようとしていたのか、という視点からの考察が乏しいように思われる。頼通と師房の養子関係については、私も以前少し触れたように、[6]やはりその関係は特別なものであったようだ。そこで、本稿では従来の考察をふまえた上で、頼通が師房をどのように扱い、摂関家に位置づけていったのか、もう少し具体的に検討してみたい。

周知の通り師房は頼通にとって異姓養子である。そこでまずは摂関期において藤原氏の人々が異姓及び異姓養子をどの様に位置づけ、認識していたのかを明らかにし、頼通の養子関係、特に師房との関係の特徴を浮き彫りにしていくこととする。

一　平安貴族社会における異姓養子に対する認識

（一）藤原氏の氏人と異姓

服藤早苗氏によれば、摂関期の氏の構成員は「一定家筋の認定された氏人」であり、「氏の行事」はその構成員によって行われていたという。[7]また摂関期には「氏の行事」への氏人の不参が目立つなど、構成員の氏への帰属意識の衰退がみられるとも同時に指摘されている。しかしここで注目したいのは『西宮記』巻九の、春日祭の祭使についての記載である。そこには「異姓使著祓殿後在中門外、計程舞後退出」とあり、「異姓」の者が祭使を務める場合の儀式作法が、

藤原氏の場合のそれとは区別して記されている。一方で、『西宮記』より以前の、七世紀頃から編纂が始められた『儀式』に記載される春日祭儀には「藤原氏人」などの記載はあるものの、「異姓」の者が行う作法については記載がみられない。『西宮記』にこうした記載がされるようになったのは、本来なら藤原氏の者が務めるべき祭使が『西宮記』編纂時期、つまり十世紀半ば頃には「異姓」の者も務める例が増加していたからであろう。これは服藤氏の指摘する、氏人の帰属意識の衰退を示す史料でもあるが、氏人とそれ以外の者の儀式作法が区別されるということは、一方で「氏の行事」が未だ氏の構成員によって行うべきものであるという意識が保持されていたことを示唆している。

ついで『小右記』万寿二年（一〇二五）十一月五日条には、

上達部有障不参春日祭、左中弁源経頼参入云々、以後為上代、異姓并為上代之例年々有例云々、大外記頼隆所申、関白依彼申所被行云々

とある。当時「異姓弁」を春日祭の上卿にすることは年々見られることであったようで、万寿二年の際もその例に倣って「異姓弁」である源経頼を上卿にすることを関白頼通が決定したというのである。もっとも、春日祭の上卿に藤原氏以外の者が任じられることは、異例であったのであろう、関白頼通が大外記頼隆に異姓を上卿とする例を勘申させたことを、実資がわざわざ記載したのはそのためと思われる。

一方『小右記』寛和元年（九八五）七月二十一日条には造春日社に関する記事が見られる。前後関係を示す史料が管見の限り見られないため詳細は明らかではないが、内容はおおよそ次のようなものである。

造春日社使に任命された藤原忠廉は、「為大和国司被奪取作料等」と、大和国司によって「作料」を奪取されてしまった。この事件に関して実資はまず「以造社事被付国司、似無首尾」とし、造春日社に関することを国司に付すのは謂れの無いことであるとして、何度かその旨を花山天皇に奏上し、さらに当時太政大臣であった頼忠も同様に奏上したが、

結局天皇からの裁許はおりなかったようである。また実資は「以異姓人令作御社、不可然事也」とも記しており、造春日社の件を国司に付したことだけではなく、異姓の者に携わらせていることに対しても不快感を持っていたことがわかる。

さて本条における大和国司については、『国司補任』に寛和元年の記載がないため、断定はできないが、源頼親であると推察される。というのは、『国司補任』寛和二年には「(欠姓)頼親」と記され、『尊卑分脈』を見る限り、当該時代において他に該当する「頼親」という人物がいないことからも、寛弘年間にも数度大和守に任じられている大和源氏の源頼親が一番可能性の高い人物であるといえる。また寛和元年において、国司が「作料」を奪取し、検非違使が派遣されているものの「其後無指事」というように罪科に問われなかったようなので、寛和元年から二年にかけて大和国司を継続していた可能性もあろう。その場合、大和国司であり且つ「異姓人」である源頼親が造春日社に関わっていたと考えられるのである。

さらに本条ではもう一つ興味深い記述がある。それは造春日社に関する宣旨を下す際、右大臣藤原兼家以下の公卿が服喪中であったために、「氏公卿」中でただ一人服喪に当たっていない右大将藤原済時を上卿として、宣旨を下すように天皇は命じたが、当時左大臣であった源雅信が先に参入してこの宣旨を左中弁藤原懐忠に下してしまったという。実資はこれについても「甚以奇怪」であるとし「異姓上卿春日御社宣旨如件(何カ)」と「異姓」の上卿が宣旨を下すことに対して明らかに疑問を抱いているのである。

本条については先述の通り、前後関係の分かる史料がないため詳細を知ることはできないが、ただここで明らかなのは、実資の「異姓」に対する意識である。第一に氏社である春日社の造立に異姓の者が関与していることに対して「不可然事也」と不快感を示していること、第二に春日社に関連した宣旨を異姓の上卿が下すことに疑問を抱いているとい

うことである。実資が氏社に関わる案件に対して異姓の者が関わることによい感情を持っていなかったことが、前掲の万寿二年十一月五日条よりも如実に現れていよう。

以上のことから、摂関期の藤原氏の氏人はその帰属意識が希薄になったとはいえ、異姓の者を氏人と同列に扱うことには抵抗があったようだ。特に藤原氏の氏社である春日社は氏人にとって精神的紐帯として存在しており、それに関わる人物の制限や儀式作法を同姓・異姓で区別していることは、氏人が氏人たる自覚を保持するための一つの手段であったのではないだろうか。

（二）異姓養子に対する認識

さて次に異姓養子の問題であるが、高橋秀樹氏が平安貴族社会（特に十世紀後半から十三世紀前半）における養子の問題について論じる中で、同姓養子と異姓養子についても言及されている。[8] つまり「藤原氏が貴族層の大勢を占めている上に、父方親族の養子となることがほとんどであるため、圧倒的に同姓養子が多い」と、養子関係のあった父子の事例を列挙した上で述べ、特に異姓養子に関しては、嫡妻が庶妻子を養子とした例、妻の親族を養子とした例、勅命による特例などが数件みられるのみであって、異姓の者を養子にすることは例外的にしか行われていなかったとしている。それでは、藤原氏の人々が氏人と異姓を区別して考えるという意識を持ち合わせていた摂関期において、このように例外的な措置としてとられた異姓養子とは周囲にどのような存在として位置づけられ、認識されていたのであろうか。或いは異姓養子をとることが例外的であると言われるのは、高橋氏が述べるように単に貴族層に藤原氏が多いことによる結果であって、養子関係において同姓・異姓の区別はさほど意識されていなかったのであろうか。

まず藤原道長の同姓養子と異姓養子に対する意識については、すでに前稿において次のように指摘した。[9] 道長は源成

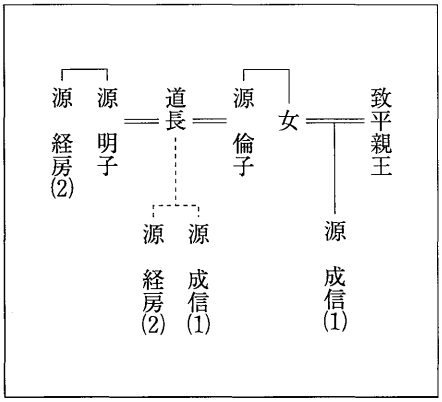

【略系図①】

信と経房の二人の異姓養子を取っており、この二人は高橋氏の述べる「妻の親族を養子とした例」に当たる。すなわち成信は源倫子の甥であり、経房は源明子の弟である（系図①参照）。この二人が道長の養子となったのは、いずれも政治的後見者である父親をなくしたことから道長が後見役として養子としたものである。しかしその昇進過程は、道長がとった藤原氏の養子―同姓養子―と比べてその早さに差がみられることから、[10] 道長は養子に対して廟堂における補佐役を期待していたものの、厳密には両者を区別していたことが窺えるのである。

次に藤原実資の場合をみていこう。服藤氏は実資が政治面且つ儀式面において「一家」を強く意識していたとしている。[11] 実資の祖父であり養父である実頼の子孫が小野宮流と称され、そこに属する人々が実頼以下の中陰・追善仏事などを法性寺東北院で行っていたことは周知の通りであるが、このような仏事を営み、そこに集結することが精神的組紐となり、「一家」の象徴になった。さらに実資の養子はすべて父方の血縁関係者―つまり同姓養子―であり（系図②参照）、実資が小野宮流の子弟を養育し、経済面・昇進面において保護しようとしていたことをすでに拙稿において指摘した。[12] また実資が氏の行事において、異姓の人を氏人とは明確に区別していたことは、先述した通り寛和元年（九八五）七月二十一日条などからも明らかである。このように氏や「一家」を意識していた実資は、藤原氏に養育された異姓養子というものをどのように捉えていたのであろうか。本章において特に記さない限り、以降に提示する史料は『小右記』とする。

万寿四年（一〇二七）八月二十三日、実資は甥である経通と源師房が人前で相撲をとった事について「往古不聞事也、

就中検非違使別当朝之重職、衆中角力可弾指々々」と、朝廷の重職である検非違使別当であり、「一家」の人である経通を避難したが、権中納言で東宮権大夫を務めていた師房に対しては「師房卿不可謂其失、異姓幼若之人也」と述べているように、異姓であり若いためにその失を問わないとしている。万寿四年において、すでに師房が頼通の養子となっていたことは既述の通りであるが[13]、実資は、たとえ師房が頼通の養子であったとしても、異姓であると認識し、やはり氏人とは区別していたことが伺える。ただし、寛仁四年（一〇二〇）十二月二十六日に頼通邸にて師房の元服が行われた際、実資は師房について「故中務卿親王々子師房三歳十」とだけ記し、頼通の養子であること、さらに異姓養子であることについては特に触れておらず、二日後の二十八日に「昨夕新冠師房朝臣先日賜源氏姓云々」と、元服の際に源氏姓を賜姓されたことを記しているのみである。坂本賞三氏はこのような実資の記載について、実資はこの時点で師房が賜姓源氏となったことにあまり関心を払っていなかったとしている[14]。なお加えて留意しておきたいのは、『小右記』には道長の異姓養子に関しても特に「異姓」と注している記述はみられないということである。

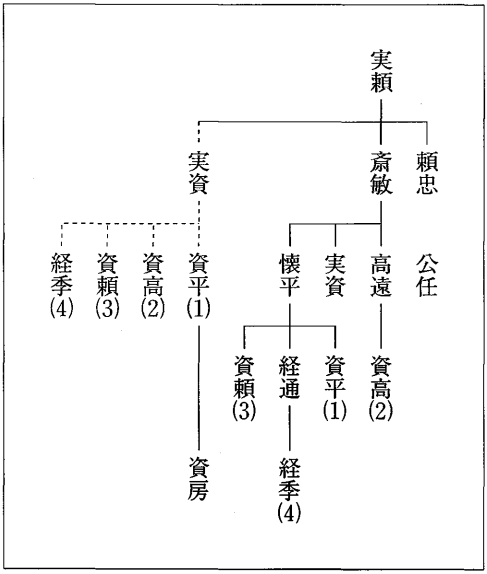

【略系図②】

ところで頼通は師房の姪である嫄子も養女としている（系図③参照）[15]。嫄子は一条天皇第一皇子敦康親王と具平親王女との間に誕生した女であるので、父母とも藤原姓ではなく異姓養子ということになる。嫄子は長元十年（一〇三七）に頼通の養女として後朱雀天皇に入内し[16]、同年に中宮となった。

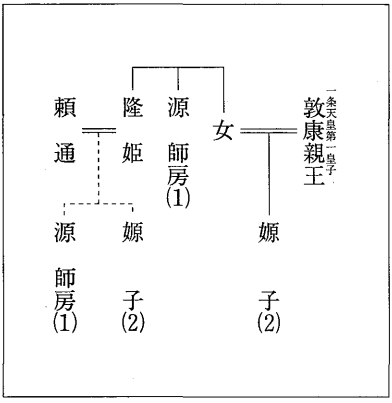

【略系図③】

入内後は天皇の寵愛を受け、長暦二年（一〇三八）に祐子内親王を、続いて長暦三年（一〇三九）には禖子内親王を出産したが、禖子出産後、間もなく崩御した。嫄子は頼通の養女として住居も頼通と共にしていたようで、[17]入内してからも、犯土を避ける際や、内裏焼亡のおりなどの行啓には頼通の邸宅を里第としていた。[18]さらに頼通は嫄子の崩御後に自らの邸宅で法要を行うなど[19]しており、養女ではあるものの頼通の嫄子に対する深い配慮が窺える。また頼通は禖子誕生後すぐに内親王宣旨を下すよう天皇に奏上し、[20]さらには祐子の准后宣旨を懇願するような動きがみられる。すなわち『春記』長暦四年（一〇四〇）年八月九日条に「早旦依只参（召カ）◎頭註云註下本文（于今遅々所恐思也、過今月欲示関白也、又皇子准后等、）御前、被仰云、立后事（故中宮御女皇等事）関白有懇切之気云々」とあり、さらに『春記』長久元年（一〇四〇）十一月二十三日の祐子の着袴の際には、「祐子内親王可下准后宣旨之由、可仰内大臣者」と勅命が下っている。しかしこの祐子を准后にすることについて天皇は「而斎宮已一皇子也、如此之間尤所思煩也」と述べ、宣旨を下すことに消極的であった。[21]ここでいう「斎宮」とは後朱雀天皇と皇后禎子内親王の間に誕生した第一内親王良子を指す。禎子は長元二年（一〇二九）に良子内親王を、長元五年（一〇三二）に娟子内親王を出産しているが、この両内親王は長元九年（一〇三六）にそれぞれ斎宮と斎院に卜定され伊勢・賀茂に下向している。つまり禎子の女はいずれも祐子より年長であり、それを差し置いて准后宣旨を下すことに後朱雀天皇は「思煩」っているのである。先述の通り結局十一月の祐子着袴の際に准后宣旨は下されるのであるが、その際も天皇は密々に蔵人頭資房に次のように述べている。[22]

准后事忽不可然也、給千戸封之人々、当時有其員、加又有斎宮斎院事、仍更不可思立、然而関白懇切奏此由、仍難

止也云々

関白頼通が八月以来（或いはそれ以前から）祐子の准后宣旨を「懇切」に奏上するので、本来なら下すべきものではなかったが止めることができなかったというのである。また実資の養子である資平はこの准后宣旨について「是無術事也」と、やはり勅命を下すべきではないが、それが実現されたのは「雖皇子猶可依摂録之縁辺歟」と、祐子が頼通の養女の女であったからで、反対のしようがなかったとしている。さらに資平は同日条で、「藤氏皇后于今無其人、已非託宣旨、源氏皇后蒙神罰之後、以其子息忽被下准后宣旨、尤背神意歟、」と述べている。長久元年において後朱雀天皇に入内し立后していたのは皇后禎子内親王と、故中宮嫄子のみであり、「藤氏皇后于今無其人」とは、このように藤原氏出身の女性が立后していない状況をさしている。また『栄華物語』巻第三十四には嫄子の第二子（祺子）懐妊に際して「その頃伊勢の託宣などいひて、「藤氏の后おはしまさぬ、悪しき事なり」とて」と記していることからも、[23] 嫄子が頼通の養女とはいえ、一般にもやはり異姓養子であって藤原氏ではないという認識がなされていたことがわかる。頼通が自分の養女が産んだ内親王の処遇について必死なのに対し、資平の発言や『栄華物語』の記載からは、たとえ頼通の養女であったとしても、異姓の人であるという認識が持たれていたことがわかる。またそのような認識は、先述したように、本来なら氏人である者が勤めるべき春日社に関する職務を異姓の人が勤めることに不満を抱いた実資の意識と同様に、一条朝以来、藤原氏出身の女性で占めてきた皇后や中宮の座が異姓の人に占められていたことに藤原氏の人々が不満を抱いていたことを示している。

こうしてみると、実資が師房に対して異姓の人であるとの認識を始めたのが、師房が異例の出世をとげるようになってからであることに気が付く。万寿元年（一〇二四）九月二十二日、実資は師房が三日間で二度も越階して従四位下から従三位に叙せられたことについて「未曾有、以関白養子異姓、禅室婿所叙歟」と述べ、今までに先例はなく、このよう

な異例の出世が実現したのは師房が頼通の養子で道長の婿であるためか[24]と苦言を呈しているが、わざわざ「異姓」と注し、師房が異姓養子であることを強調している。万寿四年の経通と師房の相撲に関しても、異姓であるからその失を問わないというのは、実資が師房を異姓であることを強調する現われであろう。頼通が師房の単なる後見役に留まらず、師房を御堂流摂関家の中に組み込んでいったことに実資は違和感を覚えたのではないだろうか。道長のように、昇進などの公的な面にはあくまでも同姓と異姓を区別していた場合には周囲も特に警戒心は抱かなかったが、本来なら藤原氏の氏人が勤めるべき職務や、就くべき地位に異姓の者―例え藤原氏の養子となっていても―が携わることに対して敏感に反応していたのである。

さて、以上みてきただけでも頼通の養子関係、特に師房と嫄子との関係は、異姓養子であるにも関わらず、頼通が政治的に御堂流摂関家に深く組み込んでいったことからも特別なものであったことが明白であろう。それではどのように御堂流摂関家に組み込んでいったのか、次章以降頼通と師房の関係を具体的に示し、考察していくこととしよう。

二　師房の経歴とその特徴

（一）叙位

まず師房の叙位について表②に沿いながら、再度整理しておきたい。

師房は寛弘五年（一〇〇八）に村上天皇皇子具平親王と致平親王女との間に誕生したが、その翌年の寛弘六年には後見者たる父具平親王が薨去してしまった。そのため、姉隆姫が頼通と婚姻関係を結んでいたことから、師房もまた頼通と姉のもとで養育されていたことが『栄華物語』（巻第十二）に記載されている。寛仁四年（一〇二〇）十二月二十六日、頼通の養子として元服するが、源氏姓を賜姓されて名を資定王から源師房に改め、二世源氏の初叙と同例の従四位

表② 源師房の経歴

天皇	年 和暦	年 西暦	年齢	叙位	補任		備考
	寛仁四	一〇二〇	十三	従四位下			賜源朝臣姓・元服
	～						
	治安三	一〇二三	十六			右近衛権中将	
後一条	万寿元	一〇二四	十七	正四位下	非参議	近江介 右中将	後一条天皇高陽院行幸賞 上東門院内裏還御賞
	二	一〇二五	十八	従三位			
	三	一〇二六	十九		権中納言	東宮権大夫	東宮：敦良親王（後朱雀天皇）
	～						
	長元二	一〇二九	二十二	正三位			関白頼通譲
	三	一〇三〇	二十三	従二位		兼左衛門督	八幡賀茂行幸賞
	～						
	五	一〇三二	二十五	正二位			上東門院日来移御賀陽院亭而還御日賞
	～						
	八	一〇三五	二十八		権大納言	止左衛門督 止東宮権大夫	（源氏長者）・薬師寺俗別当 後一条天皇践祚による
	九	一〇三六	二十九			東宮権大夫	東宮：親仁親王（後冷泉天皇）
	長暦元	一〇三七	三十				
後朱雀	～						
	四	一〇四三	三十六			兼按察使	
	寛徳二	一〇四五	三十八			止東宮権大夫	後朱雀天皇践祚による
	～						
	三	一〇四八	四十一			止按察使	
後冷泉	～						
	七	一〇六四	五十七			右大将	
	治暦元	一〇六五	五十八		内大臣		
	～						
	延久元	一〇六九	六十二		右大臣		
後三条	二	一〇七〇	六十三				
	三	一〇七一	六十四				
	四	一〇七二	六十五				
	五	一〇七三	六十六				
	承保元	一〇七四	六十七	従一位			
白河	二	一〇七五	六十八			左大将 皇太子傅	橘是定（橘以政注進） 皇太子傅：関白左大臣辞替
	三	一〇七六	六十九				橘是定（清原頼業注進）：関白左大臣辞退替
	承暦元	一〇七七	七十		太政大臣		薨去

＊『公卿補任』により作成。

下で出身することとなった。それ以降の師房の加階については、一章でも触れたように、万寿元年（一〇二四）における異例の越階に至るまでの四年間は加階されることはなかった。ここまでの昇進過程は、道長の異姓養子源経房と同様であるが、万寿元年以降の昇進の早さは経房とは比較にならない。というのも、経房が一度加階されると二年から十年の間を経て一階ずつ加階されるのに対し、師房は従四位下で出身して以降初めて加階されるまでに四年の間がたっているものの、十七歳の万寿元年九月十九日にまず正四位下に、そしてその三日後の二十一日には従三位に叙せられている。この早すぎる加階に対して実資が苦言を呈したのは先述の通りであるが、その後の加階も早いものであった。すなわち二十二歳の長元二年（一〇二九）正月二十四日に正三位に、ついで同年十二月二十日には従二位に叙せられ、一年間に二階も加階されている。さらに三年後の長元五年（一〇三二）には正二位となった。師房二十五歳の時であった。極位は従一位であるが、これは頼通が宇治で薨去した承保元年（一〇七四）の正月に、六十七歳で叙せられたものである。

ここで留意しておきたいのは、師房が加階されていった理由である。万寿元年の越階については師房について論じられる際に必ず触れられるものなので周知のことであろうが、ここでもう一度述べておこう。万寿元年（一〇二四）九月二十二日に実資は『小右記』に「昨夕右近中将師房叙従三位、去十九日行幸叙正四位下、元従四位下、已越階、三个日内越階只叙三位」と記している。四日前の十九日に頼通が高陽院において競馬を行ったことは有名であるが、当日高陽院に後一条天皇の行幸があった。[25] 前掲史料の「行幸」とはこのことを指す。これに伴って高陽院を所持する頼通の縁辺者として、室隆姫をはじめ子息や家司などが勧賞に預かっており、[26] その中で師房も正四位下に叙せられたのである。またこれより先の十四日に、皇太后彰子もこの競馬のために高陽院に行啓し、[27] 二十一日に内裏に還御している。[28] 従三位への越階は、この彰子の内裏還御賞によるものである。実資は十九日に「今日加階上下以日（目カ）、越階尤奇々々、彼是云、明後日大（太）后還給、亦可叙三品云々、言外之事、弥可閉口哉」とも記し、正四位下への越階に対する批判と同時に二十一日に彰子が還御する

際に師房が三位に叙されるであろうことを伝聞しており、そのことについても「言外之事」と非難している。これらの記載から、十九日の時点で彰子の内裏還御賞による師房に対するさらなる越階がすでに決定していたものと推察する。この三日の間に行われた師房への加階は、世論の批判を受けるほどの早さであり、異例のものであったに違いない。

このことは、師房の他の加階についても同様のことがいえよう。長元二年（一〇二九）における二階級の加階については、同年正月十六日に後一条天皇が朝覲のために上東門院の彰子のもとへ行幸しており、『小記目録』に「長元二年正月廿四日、上東門院勧賞叙位事」とみられることから、この朝覲行幸に際して勧賞叙位が行われたことがわかる。一方『公卿補任』長元二年の師房の項目には「正月廿四日叙三位左大臣譲」とみえる。つまり今回、勧賞に預かった頼通は、自らの叙位を師房に譲って加階させたのである。また同年に従二位に叙せられたのも、『公卿補任』の記載から後一条の「八幡賀茂行幸」における勧賞叙位であったことがわかる。[29] この「八幡賀茂行幸」とは同年の二月頃から後一条が石清水八幡宮と賀茂社に行幸することを希望し、結局石清水八幡宮行幸は十一月二十八日に、賀茂社行幸は十二月二十日に行われたものである。[30] 四月の行幸定において「行事、春宮権大夫師房・参議公任・左中弁経輔・大外記頼隆・左大史貞行」とされていることから、[31] 師房は行幸の諸雑務を執り行ったことで勧賞叙位に預かったのである。

最後に長元五年（一〇三二）の叙位についてもみておこう。前年の長元四年十二月四日に彰子の御在所であった京極院が焼亡したために彰子は十一日に高陽院に遷御し、[32]『小右記』長元五年十二月十九日条に「女院従高陽院移給前大弐惟憲家云々」とあるように、高陽院に約一年間滞在した後に藤原惟憲宅へ遷御した。実資は翌二十日に「去夜関白殿室家叙従二位、左衛門督師房叙正二位」と記していることから、師房の正二位への加階は彰子が高陽院を御在所としたことに対する勧賞叙位であったことがわかる。つまり今回も頼通室である隆姫とともに、頼通の縁辺者として行われたものといえよう。

このように師房の叙位は毎年行われる考課によって地道に加階されていったものではなく、全て勧賞として臨時的に与えられたものであったのである。また道長の異姓養子経房と比較しても、実資が師房に対して「異姓」とわざわざ注しているように、異姓の者が頼通の養子としてこれほどに昇進していくことは異例のことであったのである。これが師房の加階における特徴として挙げられよう。

（二）補任

師房の任官の履歴は表②の通りである。その中でも治暦元年（一〇六五）に内大臣に任じられているが、これは師房の任官の中で最も注目すべきものであるといえる。長徳元年（九九五）の左大臣源重信の薨去以来大臣職は藤原氏によって独占され、藤原氏以外の者が大臣職に就くというのが摂関時代において極めて稀であったからである。

ところで、師房が内大臣に任命された治暦元年には、右大臣頼宗の薨去により師房以外の人事にも大きな異動がみられる。頼宗は治暦元年正月五日に病気により出家し[33]、二月三日に薨去した[34]。その後大きな異動があったのは、同年六月三日のことである[35]（表③参照）。頼宗の薨去により右大臣に任じられたのは、頼通の四男で当時内大臣であった師実である。そして師実が右大臣に転じたあとを受けたのが師房であった。またこの時異動があったのは大臣職だけではなく、それまで師房と共に権大納言であった[36]、藤原信長・藤原資平が「転正」つまり大納言に（同じく権大納言であった藤原能信はこの年の二月九日に薨去した。）、加えて権中納言であった藤原俊房が権大納言へ昇格した。

さてここで問題となるのは、師房の任内大臣と信長の転大納言との関係である。藤原信長は教通の三男で、兄信家・通基が薨去したことにより、氏長者教通の後継者として[37]、御堂流摂関家を継ぐ可能性のあった人物である。治暦元年において位階も官職も師房と同じで、さらに当時の氏長者の息であった信長は、順当にいけば内大臣に任じられる可能性

が最も高い。にも関わらず、この時内大臣に任じられたのが信長ではなく、師房であったのはなぜであろうか。しかもこれまで七十年近く藤原氏で占められてきた大臣職に、異姓である師房が任官されたのである。

右の問題について当時の官職任命の条件から考察を加えていきたい。まず服藤早苗氏は、[38]『古事談』（第二、六十一話）に「宇治殿関白をば直に京極殿に譲り奉らむとおぼして、上東門院にも其の由申さしめ給ひければ」とあることから、関白職の移譲に関して「上東門院にも其の由」を申さなければならず、重要官職任命について彰子の承諾が必要不可欠であったとしている。

さらに長暦三年（一〇三九）の補蔵人頭の際、[39]教通は信長を蔵人頭に補任するように後朱雀天皇に奏上しているが、天皇はまず「此内可示関白」と、信長の補蔵人頭について内々に頼通へ伝えるよう頭中将藤原資房に申し付けている。天皇は二日に渡って頼通にこの旨の意見を求めているが、頼通は「承畢」と自分は承知したが、「但令聞女院給、可有一定」と付け加えているように、彰子の判断を仰いだ後に決定するべきである旨を資房に奏上させている。そこで早速彰子の意見を求めたところ、「早有補任之御返事」と承諾を受けたことにより、信長に補蔵人頭の仰せが下されたのである。服藤氏はこの一連の流れからも官職任命における彰子の承諾の重要性を指摘している。

一方官職任命に必要とされたのは彰子の承諾だけではないことが『土右記』治暦五年（一〇六九）六

表③　康平八年の官職と治暦元年六月三日の異動

康平八年における官職		治暦元年六月三日の異動		備　考
関白	藤原頼通	関白	藤原教通	
左大臣	藤原教通	左大臣	藤原頼宗	氏長者
右大臣	藤原頼宗	—	藤原師実	二月三日薨去
内大臣	藤原師実	右大臣	藤原能信	
権大納言	藤原能信	—	源　師房	二月九日薨去
	源　師房	内大臣	藤原資平	
	藤原資平	大納言	藤原信長	
	藤原信長	大納言	藤原俊家	
権中納言	藤原俊家	権大納言		

月二十一日条に次のようにみられることからわかる。

参殿上、関白出会、暫語示宣、近来参宇治者、可申辞左大臣、可申任大納言信長卿之由、承御返事可奏聞者、答申云、只今忽不可参、但有仰者可参也、又宣申付已参入

当時関白左大臣であった教通は自分が左大臣を辞めて、既存の大臣のポストを一つずつ繰り上げることで、空いた内大臣のポストに信長を就けたい旨を、すでに宇治に隠遁している頼通に伝えるように、また頼通の「承」があれば天皇に奏上するように師房に申し付けている。師房は二十三日に宇治に赴き頼通に会っているが、『土右記』にはこの旨を伝達したかどうかについては記載がない。しかし『公卿補任』によれば、同年八月十三日に教通が左大臣を辞し、信長が内大臣に申任されていることから、頼通の「承」があったものと思われる。前掲の信長の補蔵人頭の史料にしても、まず頼通の「承」を受けていることは明かであるので、官職任命に際して頼通の承諾もまた必要であったといえる。またこれら二つの記事はまさに信長本人に関する事例であることにも留意しておきたい。

以上のことから、御堂流摂関家内における重要官職の任命には頼通及び彰子の承諾が必要であったのであり、治暦元年における師房の任内大臣及び信長の転大納言という大きな人事にも、頼通及び彰子の関与が大きく影響しているものと推察される。またこの時、頼通にとって内大臣に任じるのが信長ではなく師房でなければならなかった背景には、頼通・師実と教通・信長の摂関職継承争いのあったことが想起される。[40] 頼通が信長を内大臣に任じなかったのは、後々になって表面化するこの争いの序章であったといえよう。[41]

したがって治暦元年の人事は、師房の政治家としての手腕が評価されたというよりは、頼通の意図により、養子師房として内大臣に任官されたとみるべきである。師房の内大臣への任官は平安時代の養子関係という視点からみても極めて特異なものである。[42]

このように師房の叙位及び任官を鑑みたとき、いずれにも頼通及び太皇太后彰子の関与がみられ、その意図に従って昇進を果たしていったことがわかる。こうした頼通の動向は、道長の同姓・異姓を含めた養子と比較しても、道長が実子や養子に対して期待していた補佐役以上に、師房に対して廟堂における補佐役を期待していたことを示唆しており、その昇進の早さは、単に頼通の養子であり道長の婿であるからということだけでかたづけられるものではない。またこれほどまでの師房に対する昇進への頼通の関与は、実資が藤原氏という枠組みの中に異姓が入り込んでくることに嫌悪感を抱いていたのとは逆に、頼通は異姓かどうかということにこだわってはいなかったことの表れであると考える。その点を含めて第三章では、史料を通して頼通と師房がどのような関係にあったのかをさらに具体的に示していくこととする。

三　頼通による師房の位置づけ

『春記』長久元年（一〇四〇）六月八日条に次のような記事がみられる。この日は小除目が行われる日であった。『春記』の著者頭中将資房は叙位申請の申文を持って頼通第に参ったが、そこで頼通から「風病発動」のために今日は参内できるか分からない旨を後朱雀天皇に奏上するように申し付けられている。しかし、後朱雀は関白が参入しなければ除目が行えないので、「相扶可参入」と関白に示すように述べ、資房は再度頼通第に参ったが、頼通はもう少し様子をみて快方に向かえば参入すると返答した。さらに「縦雖不参入、何不被行乎」と、自分が参入しないからといってなぜ除目を行わないのかと奏上させている。後朱雀はこれを受けて「関白不参者難行也」と関白が参入しなければ除目を行うのに何かと不都合であることを、頼通に申し伝えたところ、頼通は「相扶可参」とようやく参入する旨を示した。しかし結局日が暮れても頼通は参入してこなかったので、もう一度資房を関白第に遣わしたが、頼通は「乱心地強増益、遂

不得平常、仍不可参候」と体調が回復しなかったので参入できないと奏上した。ここで後朱雀は、次のように資房に申し付けた。「可召師房卿」と、陣頭にいる師房を御前に召している。この時師房が後朱雀に召されたのは、すぐ後に「件卿為御使参関白第了」とあることから、「御使」として頼通第に遣わされるためであったことがわかる。恐らく頼通参入のための説得役として遣わされたのであろう。資房は、本来ならこのような「御使」として天皇の仰せを伝えるのは蔵人頭の役目であり、それ以外の者が遣わされることについて「已似無王事」「末代之極也」などと批判している。しかし資房は内裏と頼通第との間を再三往復してもなお頼通を説得できずにいたのであり、頼通が参入しなければ除目の行事が進められない以上、後朱雀としては形式にこだわっている場合ではなかったのであろう。そこで頼通に対する説得役として後朱雀が選んだのが師房であった。師房も内裏と頼通第との間の往復が三四度に及んだが、後に別の案件を処理するために資房が再度頼通第に遣わされているところをみると、結局この日頼通の参内はなかったようである。この間に頼通と師房との間でどのようなやりとりがあったかは不明であるが、夜に入って、除目とは別に処理したい案件について、後朱雀が関白の意見を聞くように資房に伝えたところ、「件事等源大納言内々被奏定云々、而又更被問仰歟」と資房が注しているのに注目したい。資房は今回の案件処理に関しては、師房が後朱雀に内々に「定」を奏上したものであるのに、またそれを頼通に確認するのかと述べている。本来なら、天皇が関白に意見を求めるのは当然のことであるにも関わらず、資房がわざわざこのように注しているのはなぜであろうか。私はこれを、師房が後朱雀に奏上した「定」が、数度の往復の中で頼通から仰せつかったものであったためであると理解する。そのために、資房は再度頼通に確認する必要があるのか、とわざわざ注しているのではないだろうか。なお資房はこれらの案件処理の間、ずっと御前にあった師房を「如執柄」と避難している。

つまり右の記事から明かなことは、一つに頼通の説得役として師房を抜擢するほど、二人が親密であったことを後朱

雀天皇が認識していたということと、もう一つにはこういった後朱雀天皇の認識が間違いではなく、実際に頼通自身が自分の代わりを任せることができるほど師房を信頼していたということである。[43]

また前掲史料『土右記』治暦五年（一〇六九）六月二十一日条で、教通は信長を内大臣に申任することについて、自ら頼通に申請するのではなく、先述したように師房に伝達を依頼している。このような御堂流摂関家内の人事に関して、師房を仲介役とした教通の行動は、頼通に最も近い師房に伝達を依頼するのが適任であるという判断からきているもので、教通もまた頼通と師房の親密な関係を認識していたことを示している。

ちなみに頼通は治暦四年（一〇六八）四月十六日、勅許によって関白及び諮詢を辞め、宇治に隠遁していた。[44]教通が師房に依頼した背景のもう一つには、同日条にも「近来参宇治者」と教通が述べているように、師房が頻繁に宇治の頼通のところへ参っていることがある。師房が頼通を訪れたり、或いは書状のやりとりをしていることは、『土右記』の記事がまとまって残存している治暦五年四月から六月までの間に散見する。さらに五月条には宇治に四日間も滞在している記事が二回もみられるが、[45]これらの滞在は同月の二十九日に行われた平等院一切経会の準備及び参加のためのものであろう。また都にいる間もその日程調整などのために宇治にいる頼通と書状のやりとりをしており、頼通が宇治に隠遁してしまった後でも師房は頼通の片腕として存在し、私的な部分においても補佐役を務めていたことがわかる。[46]

以上みてきたように、頼通は師房を政治的な面においてそうであったのはいうまでもなく、平等院一切経会などのように私的にも協力を求めていた。またこのような頼通と師房の関係について、その親密さ及び師房の頼通に対する影響力を周囲の人々―主に天皇や御堂流摂関家の人々―も認識していたのである。師房の頼通に対する影響力とは裏を返せば、頼通の師房に対する絶対的な信頼の表れであるといえよう。このような頼通と師房の絶大な信頼関係は、実子を養子に出した頼通が、[47]親を亡くした養子を後見する過程の中で構築されていったものであり、単に後見していた養子から、

廟堂における頼通の政治的な協力者として、また、異姓とはいえ御堂流摂関家内の重要人物の一人として位置づけていったのである。

おわりに

摂関時代の藤原氏の氏人にとって、本来なら藤原氏の氏人が果すべき職務や、勤めるべき役職に異姓の者が入り込むことは、受け入れがたく、氏人と異姓との区別が厳然となされていたことを第一章で明らかにした。また第二章では、未だ藤原氏の氏人がその枠組みの中に異姓が入り込むことに対して嫌悪感を抱いていたにも関わらず、頼通は御堂流摂関家の子弟よりも、異姓養子である源師房の昇進に対して、世間から非難されつつも、相当の関与・援助をしていたことを論じた。

血縁関係のある者よりも、異姓養子に対して優遇措置をとるという頼通の姿勢は、皇后禎子内親王・中宮嫄子とのそれぞれの関係にも象徴されている。『栄華物語』巻第三十四に、嫄子が前栽合わせや菊合わせをして楽しく過ごしているのを「皇后宮にはよろづをよそに聞かせ給て、おぼしめす歟(ヒ)く事限りなし」と、禎子は自分には関わりのないことだと、その歎きの大きかった様子が記されている。[48] また巻第三十八には「宇治殿の故中宮を参らせ奉らせ給へりしに、女院はやがて入らせ給はせやまぜ給にき。人の御もてなしにや、我御心と入らせ給はざりしにや」とあるように、嫄子の入内を禎子は不快に思って参内を止めたが、それは頼通の対応が悪かったのか自分の考えにより参内をやめたのか、というような記述もみられる。このような『栄華物語』の記述から、頼通・嫄子と禎子との関係があまり芳しくなかったことが推察されるが、それは次の『春記』からも裏付けられる。資平は自分が頼通の反感を買っている理由について「督殿命云、讒言事是非、今日唯依皇后宮近習歟、於今何為哉者」と皇后宮権大夫の役職に就き、禎子の「近習」であ

るからかと述べている。[49] また前掲長久元年十一月二十三日条で見たように、第一・第二内親王である禎子の息女を差し置いて、異姓養子である嫄子の女に対しての処遇を後朱雀天皇に懇願していることからも、嫄子との関係とは対照的に、頼通は皇后禎子内親王に対してあまりよい感情を持っておらず、目を掛けていなかったことがわかる。しかし禎子は道長の四女妍子と三条天皇との間に生まれた女であり、頼通の姪にあたるのである。第一章で述べたように、「藤氏皇后于今無其人」と一般的には後朱雀天皇には藤原氏の皇后がいないとされているが、外戚関係を築くことのできていない頼通にとっては、重要な血縁関係者であることには違いない。そうであるにも関わらず、禎子よりも異姓養子である嫄子の女たちの処遇の優遇を懇願するということは、すなわち、頼通にとって同姓・異姓の区別、及び自分との血縁関係の有無は、大きな問題ではなかったということを示している。またそれは、異姓養子に限らず、『春記』に頻繁に「追従者」として記されて、資房や資平に批判されている人物、例えば同じ蔵人頭の藤原経輔、座次のことで争っている藤原行経、また頼通の異姓養子源顕基の兄隆国などがいるが、彼らもまた頼通の廟堂における補佐役であり、[50] 同様のことがいえると考えている。

さて頼通が師房を御堂流摂関家に強く位置づけることとなった前提として、以上のような頼通の意識・動向があるが、さらにその具体的な背景の一つとして前稿で述べたように、[51] 三人の実子を養子に出していることが挙げられる。道長が、実子と養子で廟堂での基盤を堅固なものにしようとしていたのとは違い、兄弟間での廟堂における闘争を回避するために、長男通房以降に誕生した三人の実子を養子にだしたが、これらの実子は、実際に摂関家の子弟として昇進することはなく、公卿にはなっていない。そのために頼通は道長以上に、廟堂における補佐役を養子に求めることとなったのである。

そしてもう一つには、頼通が自分の子どもに対して、心配し、回避しようとしていた廟堂における兄弟間での闘争と

いうものが、まさに自分の周辺で起きていたことがある。その一例として教通との関係が挙げられよう。長暦三年（一〇三九）十二月に教通の長女生子が入内しているが、[52] この入内直前の『春記』には、「此事関白深有抑留之心云々」や「深可遏絶之故云々」という記事が散見する。[53] つまり関白は生子の入内を阻止したいと思っているというのであり、それは頼通の態度にも明確に表れている。例えば天皇が頼通に生子入内のことを相談したくて御前に召しても、そこに頼宗を同席させるので、「不能被仰細事」と天皇は頼通に細事を伝えることができないでいた。頼通がこのような態度を取るのは「内府娘可入内之事可被仰云、関白聞此云成謀略云々、」と頼通が生子入内の話を避けるための策略であると世間では言われているというのである。これはすなわち、天皇との外戚関係を未だ築くことができず、養女として入内させた嫄子もすでに薨去してしまった今、生子の入内及び、それによって教通が外戚関係を築くことが、頼通にとって脅威であったことを周囲もまた感じとっていたことを示唆する。この頃から頼通と教通との確執が表面化するように思われるが、この両者の確執が『古事談』などからも窺えることは第二章でも述べた通りであり、両者が協力して御堂流摂関家をもり立てていくというような関係ではなかったのである。そのために頼通には師房のような補佐役が必要であったのだ。

頼通は初め、親を亡くした師房の後見役として養育したが、その過程の中で結果的に信頼関係を築き上げていくこととなったのである。師房は、廟堂において頼通を支えるその筆頭として、また木本・細谷両氏が提言しているように、頼通の後の師実をも補佐するために、九条流及び御堂流摂関家の中継的役割を果たす役目を担わせたのである。

『台記』にみられる「雖源氏、土御門右丞相子孫入御堂末葉、彼右府為宇治殿御子故也」という記述は、単に頼通の養子となったから師房一門が繁栄したということだけではなく、異姓ではあっても頼通によって御堂流摂関家に強く位置付けられたという理解を踏まえた上で「御堂末葉」という言葉の解釈ができるものである。

註

(1) このことは同じく宗忠が『中右記』康和四年六月二十三日条で「近代公卿廿四人、源氏人過半歟、未有如此事歟、但天之令然也」と記している。

(2) 坂本賞三「村上源氏の性格」(『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館　一九九〇年)

(3) 木本好信「『土右記』と源師房」(『平安時代の日記と逸文の研究』桜楓社　一九八九年)

(4) 細谷勘助「平安時代後期の儀式作法と村上源氏」(『中世成立期の歴史像』東京堂出版　一九九三年)

(5) 古谷紋子「源師房に関する一考察」(『中世成立期の政治文化』十世紀研究会　一九九九年)

(6) 木本久子「藤原頼通をめぐる養子関係の一考察」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第五号　二〇〇六年)

(7) 服藤早苗「摂関期における「氏」と「家」―「小右記」にみられる実資を中心として―」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館　一九八七年)

(8) 高橋秀樹「平安貴族社会いにおける養子について」(『風俗』二八ノ四　一九八九年)

(9) 木本久子、註(6)論文。

(10) 木本久子、註(6)論文参照。たとえば経房の場合、同様に実父を亡くしたために道長の養子となったと考えられる藤原兼隆(実父は道兼であり、道長の甥にあたる)の場合と比べて、両者とも道長からの譲りにより加階されていることがあったものの、公卿となった時期が、兼隆が十八歳、経房が三十七歳とその速度に明らかな差があることを指摘した。

(11) 服藤早苗、註(7)論文。

(12) 木本久子、註(6)論文。

(13)『左経記』寛仁四年十二月二十六日条に「故中務卿二男元服、関白養子、今日改名、并給経」とあることから、師房が元服した時には、頼通の養子となっていたことが知られる。

(14) 坂本賞三、註（2）論文。

(15)『小右記』寛仁四年十一月二十六日条に「今夕関白養女五歳、故式部卿親王女、着袴云々」とあることから、この時点で嫄子が頼通の養女となっていたことは確実であろう。ただし高橋氏は『栄華物語』巻十三に「式部卿の姫宮生れ給ひしより、やがてとり放ちて養い奉らせ給へれば、いとうつくしげにおはします」とあり、これが寛仁二年正月の場面の記述であることから、敦康親王が薨去する以前から頼通が嫄子を養女としていたとしている。

(16)『扶桑略記』長元十年正月七日条に「関白左大臣藤原朝臣頼通、取式部卿敦康親王女嫄子女王為養子。令参内。母中務卿具平親王女也」とある。

(17)『栄華物語』巻第十四に「姫宮は、もとより関白殿御子にし奉らせ給て、日頃もかの殿におはしましければ、よくこそはかくおぼし宣がせけれ」とある。

(18)『春記』長暦二年十月十九日条に、嫄子は清涼殿新築の犯土を避けるために「今日中宮姫宮出給高倉殿」と頼通の高倉殿に遷御した。また、長暦三年六月二十七日に内裏が焼亡した際、天皇は京極殿へ（『扶桑略記』）、東宮親仁親王は陽明門院邸西対（『栄華物語』）にそれぞれ行幸・行啓したとされるが、『春記』長暦三年十月十二日条に「今関白之第、是不異朝廷、又中宮猶存、宮儀両端相合之公庭也」と関白邸に中宮があると記載されていることから、嫄子は六月の内裏焼亡に際して関白第頼通邸に行啓し、八月に至って同所で崩御したものと推察される。

(19)『春記』長暦三年閏十二月二十八日条に「予即参関白殿、今日奉為故中宮依例被行諷誦也」とみられ、他にも長久元年四月二十八日に頼通邸で行っている。嫄子の崩御が八月二十八日であるので、月命日の法要を邸宅で行っていたと思われ

る。また、一周忌は法性寺で行っている。

(20)『春記』長暦三年十二月五日条。

(21)『春記』長暦四年八月九日条。

(22)『春記』長久元年十一月二十三日条。

(23)『花鳥余情』にも「長暦三年四月、春日大明神被訴申大神宮云、度々の官幣不請之、依非藤皇后也、依之、内大臣教通公一女、可入内由被宣下之云々」とある。長暦三年十二月教通一女生子が後朱雀天皇に入内するが、立后する前に薨去してしまった。

(24)万寿元年三月二十七日に師房は道長六女隆子と結婚している。

(25)後一条天皇の行幸と、高陽院の競馬については『小右記』万寿元年九月十九日条に詳しい。

(26)『日本紀略』万寿元年九月十九日条に「家司等有賞」とある。また『中右記』康和四年九月二十五日条・永久二年二月十一日条にもみられる。

(27)『日本紀略』万寿元年九月十九日条に「天皇行幸関白左大臣高陽院、馬場殿有競馬事、去十四日太皇太后渡御」、また『小記目録』移徙事(帝王・院宮・臣下)に「万寿元年九月十四日、大后移御高院事」とある。

(28)『日本紀略』万寿元年九月二十一日条に「大后自高陽院入御内裏」とある。

(29)この時他に源顕基も勧賞に預かっているが(『公卿補任』長元二年、源顕基項)、彼もまた頼通の養子であったことに留意しておきたい。

(30)まず『小右記』長元二年二月十一日条に「頭弁経頼伝勅云、(中略)石清水行幸日時於蔵人所、有可令勘申之仰者、(三月内)」とあることから、石清水八幡宮への行幸は三月に予定されていたものであろうが、四月にもう一度行幸定が行われている。

すなわち四月一日条に「昨日被定石清水・賀茂等行幸事、（中略）行幸、石清水、七月二日己、時午二点、九月廿五庚辰、時辰二点、丁未、時辰二点、八月廿一日」とある。しかし結局は候補日に挙がった七月二日に石清水八幡宮へ奉幣が行われただけであり、この二回目の定による行幸も決行されなかったものと思われる。十一月八日に再度「石清水・賀茂行幸定」（『日本紀略』同日条）が行われ、ようやく行幸が実現した。

(31)『小右記』長元二年四月一日条。

(32)『左経記』長元四年十二月三日条に「寅剋火見艮、人云、上東門院、仍馳参、先是院令登御堂、（中略）召陰陽師、被問可遷御他所之日、上日可令渡高陽院殿云々」、同十一日条に「亥刻女院令渡高陽院殿西対給」とある。

(33)『水左記』・『扶桑略記』治暦元年正月五日条。

(34)『扶桑略記』治暦元年二月三日条。

(35)『水左記』治暦元年六月三日条に「勅語云、右大弁源朝臣、重可召遣者、此間以同朝臣被仰宣命趣、其詞、以内大臣為右大臣、以右大将為内大臣、以中納言藤原俊家卿可為大納言」とあることからわかる。

(36)『公卿補任』治暦元年、藤原能信項、『扶桑略記』治暦元年二月九日条。

(37) 後掲の『土右記』治暦五年六月二十一日条の信長を内大臣に申任する記事や、『古事談』第二臣節第十二話などから、教通が信長を後継者と考えていたことが窺える。

(38) 服藤早苗「王権と国母―王朝国家の政治と性」（『民衆史研究』民衆史研究会　一九九八年）

(39) この一連の流れは、『春記』長暦三年十二月十六日条及び十七日条にみられる。

(40) 頼通と教通の摂関職継承争いは『古事談』に象徴的な記事がみられる。第二臣節第十二話に「二条殿又た薨去の時承保二年、内府信長と云々、に御約束す」、及び本文に挙げた第六十一話によれば、頼通は師実に、教通は信長に摂関職を譲ろうとしていたという。直接的な史料はみられないが、坂本賞三氏（前掲論文）は教通が薨去してから師実が関白宣旨を蒙るまでの十九

日間の空白は、教通が信長に摂関職を継承させようとしていた意志の表れであるとしている。また師房が承暦元年（一〇七七）に右大臣として薨去するが、その後、右大臣職に内大臣信長が転任することなく、三年間空白のまま置かれた。承暦四年（一〇八〇）信長は右大臣・左大臣を越えて太政大臣に任じられるが、関白左大臣師実の下に列するべき宣旨が下され、その官職が有名無実のものであったことが窺える。このように頼通側と教通側の間には摂関職継承争いがあったことが知られるが、詳細は稿をあらためたい。

(41) 摂関職に就くためには大臣経験を経ていなければならず、頼通の場合には道長が左大臣を辞すことで頼通を内大臣に申任し、それからわずか十二日間で頼通は摂政となったのである。したがって信長が内大臣になれば、教通から信長への摂関職継承の可能性もでてくることとなる。そこで頼通はその可能性を少しでも減らすために師房を内大臣としたのである。

(42) 前稿でも述べているように、道長の場合などをみても、養子―しかも異姓養子で―ここまで出世した例はみられない。

(43) 古谷紋子氏は前掲論文において、師房が頼通第に頻繁に出入りし、頼通への仲介役や天皇の御使を務めていたことを、史料を通して詳細に検討し、これらの行動が師房だけにみられる特有の側面であるとしている。

(44) 『公卿補任』治暦四年、頼通項に「即遁宇治別墅」とある。

(45) 『土右記』治暦五年五月条によれば、一回目は二日から六日、二回目は二十七日から三十日である。二回目の滞在は二十九日に行われた平等院一切経会参加のための滞在である。

(46) 頼通の宇治隠遁後の動向と、その周辺の動きについては、頼通を論じるにあたり大変重要な問題であるので、稿を改めて論じたい。

(47) 木本久子「藤原頼通の実子―養子に出された俊綱・定綱・忠綱を中心に―」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編　第六号　二〇〇七年）

(48)『春記』長暦二年十月十六日条に「今日於中宮可有進菊之興、是従先日被企事、其事師房卿、公成卿、経輔卿等発起云々」とあるように、いわゆる頼通の「追従者」が発起人となって嫄子の御在所において菊合わせが行われた。著者資房はこの菊合わせについて、「其作法非尋常、如田夫闘諍、知恥之人、交衆尤有憚了」と批判している。

(49) 長暦二年十二月十一日条。

(50) 特に行経や隆国・顕基の父は行成や俊賢といったいわゆる寛弘の四納言であり、その流れで頼通の「追従者」となったと考えられる。頼通の時代、廟堂は御堂流摂関家の子弟で占められるのではなく、このような「追従者」が多いことに留意し、別稿で取り上げることとする。

(51) 木本久子、註(49)論文

(52)『春記』長暦三年十二月二十一日条。

(53)『春記』長暦三年十一月二十二日条には、後朱雀天皇の召しにより、御前に頼宗を同席させる記事が、二十八日条には、頼通の奏上の内容に生子入内に関することが含まれておらず、天皇が「関白此外無他詞哉否由可問」と他に奏上することはないのかと問うと、「更無他詞」と答えている記事が、十二月七日条には、いよいよ生子入内の日時が決定したことに対して、「依此等事、深有愁悶云云」と頼通が愁いているというような記事がみられる。